

福祉避難所協定の調印式

令和6年3月22日

本校児童生徒及びそのご家族が、水害を除く災害が発生し被災した際に、二次避難所として慣れ親しんだ学校に避難できるよう、橋本市ときのかわ支援学校の間で「災害時における要配慮者等の福祉避難所としての施設使用に関する協定」を結びました。

このことで、学校授業時に被災した場合や、一般の避難所での避難生活が困難で配慮が必要となった場合で、橋本市が必要であると判断した際に開設が要請されることになります。

